

議案第55号

さいたま市教職員の給与に関する条例の制定について
さいたま市教職員の給与に関する条例を次のように定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市教職員の給与に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、さいたま市立の学校に勤務する教職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。

2 この条例において「教職員」とは、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、学校栄養職員及び事務職員（高等学校の事務職員を除く。以下同じ。）をいう。

3 この条例において「教育職員」とは、教職員から学校栄養職員及び事務職員を除いた者をいう。

(給料)

第3条 給料は、さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第 号。以下「教職員勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、教職調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表（別表第1）

ア 教育職給料表(1)

イ 教育職給料表(2)

(2) 学校栄養職給料表（別表第2）

(3) 学校事務職給料表（別表第3）

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務は、別表第4のとおりとする。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第5条 市教育委員会（以下「委員会」という。）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び機関の定める規程の趣旨に従い、並びに前条第2項の規定による分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2 教職員の職務の級は、前項の教職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、教育委員会規則で定める基準に従い決定する。

3 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の号給は、教育委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。以下「育児短時間勤務教職員等」という。）の給料月額にあつてはその者の受ける号給に応じた額に教職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務教職員等の算出率」という。）を、同法第18条第1項の規定により採用された教職員（以下「任期付短時間勤務教職員」という。）の給料月額にあつてはその者の受ける号給に応じた額に教職員勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「任期付短時間勤務教職員の算出率」という。）を乗じて得た

額とする。

- 4 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、教育委員会規則の定めるところにより決定する。ただし、育児短時間勤務教職員等の給料月額にあってはその者の受ける号給に応じた額に育児短時間勤務教職員等の算出率を、任期付短時間勤務教職員の給料月額にあってはその者の受ける号給に応じた額に任期付短時間勤務教職員の算出率を乗じて得た額とする。
- 5 教職員の昇給は、教育委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。
- 6 教職員を昇格（教職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。
- 7 第5項の規定により教職員（次項の適用を受ける教職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務教職員等の給料月額にあってはその者の受ける号給に応じた額に育児短時間勤務教職員等の算出率を、任期付短時間勤務教職員の給料月額にあってはその者の受ける号給に応じた額に任期付短時間勤務教職員の算出率を乗じて得た額とする。
- 8 55歳を超える教職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務教職員等の給料月額にあってはその者の受ける号給に応じた額に育児短時間勤務教職員等の算出率を、任期付短時間勤務教職員の給料月額にあっては任期付短時間勤務教職員の算出率を乗じて得た額とする。
- 9 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことはできない。
- 10 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

1 1 第5項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

1 2 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員（以下「再任用教職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の再任用教職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とし、育児短時間勤務教職員等の給料月額についてはその額に育児短時間勤務教職員等の算出率を乗じて得た額とする。

第6条 再任用教職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、前条第12項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、教職員勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の支給）

第7条 給料は、月の初日から末日までを計算期間（以下「給与期間」という。）とし、毎月1回教育委員会規則で定める日にその月の月額の全額を支給する。

第8条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 教職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 教職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から教職員勤務時間条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定による週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（給料の調整額）

第9条 委員会は、教育職員の給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の調整額表に定める給料月額調整額は、その調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、給料の調整額の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教職調整額)

第10条 教育職員(校長及び教頭を除く。)には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

- 2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教職調整額を給料とみなして適用する規定)

第11条 第3条の規定にかかわらず、前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る第14条並びに第29条第2項から第4項まで及び第6項の規定、次に掲げる条例の規定並びにこれらに基づく教育委員会規則等の規定の適用については、前条第1項の教職調整額は、給料とみなす。

- (1) さいたま市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例(平成13年さいたま市条例第26号)
- (2) さいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号。以下「市職員給与条例」という。)(第25条において準用する市職員給与条例第27条及び第26条において準用する市職員給与条例第30条の規定に限る。)
- (3) 公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例(平成13年さいたま市条例第303号)
- (4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例(平成13年さいたま市条例第304号)
- (5) さいたま市教職員退職手当条例(平成29年さいたま市条例第 号)

(管理職手当)

第12条 教育職員の管理職手当については、市職員給与条例第8条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「職員」とあるのは「教育職員」と、同条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第1項中「職員(以下「指定管理職員」とあるのは「教育職員(以下「指定管理教育職員」と、同条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理教育職員」と、読み替えるものとする。

(扶養手当)

第13条 教職員の扶養手当については、市職員給与条例第10条及び第11条の規定を準用する。この場合において、これらの条中「職員」とあるのは「教職員」と読み替えるものとする。

(地域手当)

第14条 教職員の地域手当については、人事委員会規則で定める地域に在勤する教職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、地域手当の支給割合を乗じて得た額とする。

3 前項の地域手当の支給割合は、100分の15とする。

4 第1項の人事委員会規則で定める地域（以下この項において「地域手当支給地域」という。）に在勤する教職員が、地域手当支給地域以外へ異動した場合（当該異動の日の前日に地域手当支給地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合に限る。）は、前3項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該教職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合における当該教職員に対する地域手当の支給については、市人事委員会の定めるところによる。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 前項に規定する地域手当の支給割合

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 前項の規定による地域手当の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(住居手当)

第15条 教職員の住居手当については、市職員給与条例第14条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「職員」とあるのは「教職員」と、同条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第1項第2号中「第16条第1項又は第3項」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年

さいたま市条例第 号) 第 17 条において準用する第 16 条第 1 項又は第 3 項」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

第 16 条 教職員の通勤手当については、市職員給与条例第 15 条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「教職員」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第 2 項第 2 号中「育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務教職員等、任期付短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員」と読み替えるものとする。

(単身赴任手当)

第 17 条 教職員の単身赴任手当については、市職員給与条例第 16 条の規定を準用する。この場合において、同条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第 1 項及び第 2 項中「職員」とあるのは「教職員」と、同条第 3 項中「この条例」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例」と、「受ける職員」とあるのは「受ける教職員」と、「職員で」とあるのは「教職員で」と、「常況とする職員」とあるのは「常況とする教職員」と、「定める職員」とあるのは「定める教職員」と、「支給される職員」とあるのは「支給される教職員」と読み替えるものとする。

(特殊勤務手当)

第 18 条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する教育職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、教員特殊業務手当及び教育業務連絡指導手当とする。

3 教員特殊業務手当は、教育職員（校長及び教頭を除く。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると委員会が認める程度に及ぶときに、その業務に従事した日 1 日につき 16,000 円を超えない範囲内で当該業務の区分に応じて教育委員会規則で定める額を支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、及び実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの

(3) 委員会が定める対外運動競技等において児童若しくは生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は教職員勤務時間条例第4条第1項、第5条若しくは第6条の規定による週休日、教職員勤務時間条例第11条に規定する教職員の休日若しくはこれらに相当する日（以下「週休日等」という。）に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準じる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの

(5) 中学校又は高等学校の入学者の選抜に関する業務で週休日等に行うもの

4 教育業務連絡指導手当は、主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものに充てられた教諭、養護教諭又は栄養教諭が、その職務が困難であるとして教育委員会規則で定める主任等の職務に従事したときに、その職務に従事した日1日につき200円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額を支給する。

5 前各項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（給与の減額）

第19条 教職員の給与の減額については、市職員給与条例第18条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「職員」とあるのは「教職員」と、「第23条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第23条において準用する第23条」と、同条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

（時間外勤務手当）

第20条 教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。）の時間外勤務手当について

は、市職員給与条例第19条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。）」と、「第23条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第23条において準用する第23条」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第1項第1号中「次条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第21条において準用する第20条」と、同条第2項中「育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務教職員等、任期付短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。）」と、同条第3項中「勤務時間条例第5条」とあるのは「教職員勤務時間条例第6条」と、「勤務時間条例第3条第2項又は第4条」とあるのは「教職員勤務時間条例第4条第2項又は第5条」と、同条第5項中「勤務時間条例第10条の2第1項」とあるのは「教職員勤務時間条例第12条第1項」と読み替えるものとする。

（休日勤務手当）

第21条 教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。）の休日勤務手当については、市職員給与条例第20条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。）」と、同条第2項中「第23条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第23条において準用する第23条」と、同条第2項及び第3項中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第3項中「勤務時間条例第10条」とあるのは「教職員勤務時間条例第11条」と、「勤務時間条例第11条第1項」とあるのは「教職員勤務時間条例第13条第2項」と読み替えるものとする。

（端数計算）

第22条 前2条に定める時間外勤務手当及び休日勤務手当の計算の場合において、1時間に満たない端数があるときは、30分以上はこれを1時間とし、30分未満はこれを切り捨てる。

- 2 前項の計算は、各別（時間外勤務手当については教育委員会規則で定める割合ごと）に行うものとする。
- 3 第19条において準用する市職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第20条において準用する市職員給与条例第19条及び前条におい

て準用する市職員給与条例第20条第2項の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 教職員の勤務1時間当たりの給与額の算出については、市職員給与条例第23条の規定を準用する。この場合において、同条中「規則」とあるのは、「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第24条 教育職員の管理職員特別勤務手当については、市職員給与条例第25条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理教育職員」と、同条第3項及び第4項中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第3項第1号中「職員」とあるのは「教育職員」と読み替えるものとする。

(期末手当)

第25条 教職員の期末手当については、市職員給与条例第27条から第29条までの規定を準用する。この場合において、第27条第1項中「第29条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第29条」と、同項及び同条第4項中「附則第32項第3号」とあるのは「附則第23項第3号」と、これらの条中「職員」とあるのは「教職員」と、第27条及び第29条第6項中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、第27条第1項中「次条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第28条」と、「第33条第6項」とあるのは「第29条第7項」と、同条第2項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの」とあるのは「教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級又は4級であるもの」と、同条第2項中「第30条及び附則第35項において「特定管理職員」とあるのは「第26条及び附則第26項において「特定管理教育職員」と、同条第3項中「再任用職員」とあるのは「再任用教職員

」と、同条第4項及び第5項中「育児短時間勤務職員等」とあるのは「育児短時間勤務教職員等」と、「算出率」とあるのは「育児短時間勤務教職員等の算出率」と、第28条本文中「前条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第27条」と、同条第4号中「次条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第29条」と読み替えるものとする。

(勤勉手当)

第26条 教職員の勤勉手当については、市職員給与条例第30条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「附則第32項第4号」とあるのは「附則第23項第4号」と、同条中「職員」とあるのは「教職員」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第2項中「再任用職員」とあるのは「再任用教職員」と、「特定管理職員」とあるのは「特定管理教育職員」と、同条第3項中「育児短時間勤務職員等」とあるのは「育児短時間勤務教職員等」と、「算出率」とあるのは「育児短時間勤務教職員等の算出率」と、同条第4項中「第27条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第27条」と、同項及び同条第5項中「第30条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第26条において準用する第30条」と、同条第5項中「第28条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第28条」と、「次条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第25条において準用する第29条」と読み替えるものとする。

(義務教育等教員特別手当)

第27条 義務教育諸学校（学校教育法に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額、は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用教職員にあっては、職務の級）の別に応じて、教育委員会規則で定める。
- 3 学校教育法に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、

教育委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(再任用教職員等についての適用除外)

第28条 再任用教職員には、第13条及び第15条の規定は適用しない。

- 2 任期付短時間勤務教職員には、第13条、第15条及び第17条の規定は適用しない。

(休職者の給与)

第29条 教職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 教職員が教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）の規定に該当する場合を除き、結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 教職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 教職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

- 5 法第28条第2項の規定により休職にされた教職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

- 6 教職員がさいたま市教員の休職の事由等に関する条例（平成29年さいたま市条

例第 号) 第3条第1項の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

7 第2項、第3項又は前項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で第25条において準用する市職員給与条例第27条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第25条において準用する市職員給与条例第27条第1項の規定により教育委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、教育委員会規則で定める教職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当の支給については、第25条において準用する市職員給与条例第28条及び第29条の規定を準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは、「さいたま市教職員の給与に関する条例第29条第7項」と読み替えるものとする。

(専従休職者の給与)

第30条 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた教職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(給与からの控除)

第31条 法第25条第2項の規定により、次に掲げるものは、教職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 埼玉県教職員互助会の掛金並びに貸付金に係る償還金及びその利子
- (2) 埼玉県教職員互助会の取り扱う生命保険の保険料
- (3) 団体契約を締結している生命保険及び損害保険の保険料
- (4) 登録された職員団体の組合費及び当該職員団体の取り扱う生命保険の保険料（当該団体に加入している教職員から文書により控除申請があったものに限る。）

(口座振替の方法による給与の支給)

第32条 給与は、教職員から自己名義の口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(人事委員会との協議)

第34条 委員会は、この条例の規定に基づく教育委員会規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ市人事委員会と協議しなければならない。この条例の規定により委員会が定めることとされている事項について定め、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするときも、同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号。以下「県学校職員給与条例」という。）又は県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係条例の整備に関する条例（平成29年さいたま市条例第 号。以下この項において「整備条例」という。）第1条の規定による廃止前のさいたま市教育職員の給与等に関する条例（平成13年さいたま市条例第110号。以下「廃止前の市教育職員給与等条例」という。）若しくは整備条例第1条の規定による廃止前のさいたま市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成13年さいたま市条例第111号）の規定による給与については、なお従前の例による。

(継続教職員等の職務の級及び号給の切替え等)

3 施行日の前日において県学校職員給与条例又は廃止前の市教育職員給与等条例の適用を受けていた教職員で引き続きこの条例の適用を受けることとなったもの（以下「継続教職員」という。）のうち、施行日の前日において県学校職員給与条例の規定（廃止前の市教育職員給与等条例第3条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）による教育職給料表(1)の適用を受けていた教職員（再任用教職員を除く。）にあつては施行日以後この条例による教育職給料表(1)を、県学校職員給与条例の規定による教育職給料表(2)の適用を受けていた教職員（廃止前の市教育職員給与等条例第4条第1項において同表の適用を受けていたさいたま市立幼児教育センター付属幼稚園に勤務する教育職員を含み、再任用教職員を

除く。) にあつては施行日以後この条例による教育職給料表(2)を適用するものとし、それらの者の施行日における職務の級は、施行日の前日において県学校職員給与条例の規定によりそれらの者が属していた職務の級に対応する職務の級とし、それらの者の施行日における号給は、施行日の前日において県学校職員給与条例の規定によりそれらの者が受けていた号給に対応する号給とする。

- 4 継続教職員のうち、施行日の前日において県学校職員給与条例の規定による学校栄養職給料表の適用を受けていた教職員（再任用教職員を除く。）については、施行日以後この条例による学校栄養職給料表を適用するものとし、その者の施行日における職務の級は、施行日の前日において県学校職員給与条例の規定によりその者が属していた職務の級に対応する附則別表第1に掲げる職務の級とし、その者の施行日における号給は、施行日の前日において県学校職員給与条例の規定によりその者が受けていた号給に対応する附則別表第2に掲げる号給とする。
- 5 継続教職員のうち、施行日の前日において県学校職員給与条例の規定による事務職給料表の適用を受けていた教職員（再任用教職員を除く。）については、施行日以後この条例による学校事務職給料表を適用するものとし、その者の施行日における職務の級は、施行日の前日において県学校職員給与条例の規定によりその者が属していた職務の級に対応する附則別表第3に掲げる職務の級とし、その者の施行日における号給は、施行日の前日において県学校職員給与条例の規定によりその者が受けていた号給に対応する附則別表第4に掲げる号給とする。
- 6 継続教職員のうち、その者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（教育委員会規則で定める教職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 継続教職員（前項に規定する者を除く。）について、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該継続教職員には、教育委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 施行日以後この条例の適用を受けることとなった教職員（継続教職員を除く。）について、前2項の規定による給料を支給される継続教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、教育委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 9 継続教職員のうち、学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年埼玉県条例第69号）附則第6項から第8項までの規定の適用を受けていたものについては、平成30年3月31日までの間、これらの規定の例により給料を支給する。この場合において、同条例附則第6項第3号中「差額」とあるのは、「切替前給料月額とさいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第 号）の施行の日に受ける給料月額（同条例附則第6項から第8項までの規定の適用を受ける者にあつては、同日の前日に受けていた給料月額）との差額」とする。
- 10 継続教職員（前項に規定する者を除く。）について、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該継続教職員には、教育委員会規則で定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。
- 11 施行日以後この条例の適用を受けることとなった教職員（継続教職員を除く。）について、前2項の規定による給料を支給される継続教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、教育委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 12 前3項の規定による給料を支給される教職員に関する第10条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第9項から第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 13 施行日以後この条例の適用を受けることとなった教職員のうち、さいたま市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成28年さいたま市条例第6号）附則第6項から第8項までの規定を受けていたもの（教育委員会規則で定める教職員に限る。）については、平成30年3月31日までの間、これらの規定の例により給料を支給する。
- 14 施行日以後この条例の適用を受けることとなった教職員（前項に規定する者を除く。）について、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、教育委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

（継続教職員の昇給の取扱い）

- 15 継続教職員の施行日以後における最初の第5条第5項の規定の適用については、

同項中「同日前1年間」とあるのは、「同日前1年間（県学校職員給与条例又は廃止前の市教育職員給与等条例の適用を受けていた期間を含む。）」とする。

（継続教職員の育児休業等の取扱い）

16 継続教職員のうち、施行日の前日において育児休業中の教職員その他委員会の定める教職員の昇給の取扱いは、他の教職員との権衡を失しない範囲で委員会が別に定める。

（平成31年3月31日までの間における地域手当の特例）

17 平成31年3月31日までの間、第14条第3項の規定の適用については、同項中「100分の15」とあるのは、「100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とする。

（廃止前の市教育職員給与等条例適用者の給与の減額についての経過措置）

18 施行日の前日において廃止前の市教育職員給与等条例の適用を受けていた教育職員で引き続きこの条例の適用を受けることとなったもののうち、施行日前に係る第19条の規定に相当する県学校職員給与条例の規定による給与の減額を必要とする教育職員の給与の減額は、この条例による給与の減額とみなし、県学校職員給与条例の規定により算出された額を平成29年4月以後に支給する給与から減じる。

（継続教職員の病気休暇についての経過措置）

19 継続教職員が教職員勤務時間条例附則第3項の規定により教職員勤務時間条例第21条の規定による承認をしたものとみなされた病気休暇（公務上の負傷又は疾病及び通勤（第29条第1項に規定する通勤をいう。）による負傷又は疾病に係る療養のための病気休暇を除く。）の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しない場合における当該継続教職員に係る給料の減額については、なお従前の例による。

（期末手当及び勤勉手当の取扱い）

20 施行日以後この条例の適用を受けることとなった教職員については、平成28年12月2日から平成29年3月31日までの間に県学校職員給与条例又は廃止前の市教育職員給与等条例の適用を受けていた者としての期間（県学校職員給与条例の規定により期末手当又は勤勉手当の支給対象とされた期間を除く。）をこの条例の適用を受ける教職員としての期間とみなし、第25条及び第26条の規定を適用

する。

(休職者の給与の取扱い)

2 1 継続教職員のうち、施行日前から引き続き休職を命じられている教職員については、県学校職員給与条例又は廃止前の市教育職員給与等条例の適用を受けていた者としての休職期間をこの条例の適用を受ける教職員としての休職期間とみなし、第29条の規定を適用する。

(さいたま市立幼児教育センター附属幼稚園の教育職員に対するこの条例の適用)

2 2 平成30年3月31日までの間、この条例の規定は、さいたま市立幼児教育センター附属幼稚園に勤務する教育職員に適用する。この場合において、第2条第2項及び第18条第3項中「校長」とあるのは「園長」と、同項中「児童若しくは生徒」及び「児童又は生徒」とあるのは「幼児」と、第27条第3項中「高等学校又は特別支援学校の高等部」とあるのは「幼稚園」と、別表第1イの表備考1中「小学校及び中学校」とあるのは「幼稚園」と、別表第4イの表中「小学校又は中学校(以下この表において「小学校等」という。）」とあるのは「幼稚園」と、「小学校等」とあるのは「幼稚園」と、「校長」とあるのは「園長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(55歳を超える教育職員の給料月額等の特例)

2 3 平成30年3月31日までの間、教育職員(教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける教育職員(再任用教職員を除く。))のうち、その職務の級が3級又は4級である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定教育職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教育職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定教育職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教育職員となった場合にあっては、特定教育職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減じる。

(1) 給料月額 当該特定教育職員の給料月額(当該特定教育職員が附則第19項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により減じられた給料月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定教育職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教育職員の属する職務

の級における最低の号給の給料月額（当該特定教育職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第25項及び第26項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定教育職員の給料月額から当該特定教育職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第25項において「給料月額減額基礎額」という。））

- (2) 地域手当 当該特定教育職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定教育職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第25条において準用する市職員給与条例第27条第5項の規定の適用を受ける教育職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教育職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教育職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教育職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける教育職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教育職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教育職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定教育職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条において準用する市職員給与条例第30条第4項において準用する市職員給与条例第27条第5項の規定の適用を受ける教育職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規

定する100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第26項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定教育職員に支給される勤勉手当に係る第26条において準用する市職員給与条例第30条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教育職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第4項において準用する市職員給与条例第27条第5項の規定の適用を受ける教育職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第26項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定教育職員に支給される勤勉手当に係る第26条において準用する市職員給与条例第30条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第29条第1項から第4項まで、第6項又は第7項の規定により支給される給与 当該特定教育職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第29条第1項 前各号に定める額

イ 第29条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第29条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定教育職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第29条第6項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定教育職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第29条第7項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

(6) 附則第9項から附則第11項までの規定により支給される給料 当該特定教育職員の附則第9項から附則第11項までの規定により支給される給料に100分の1.5を乗じて得た額

24 前項に規定するもののほか、特定教育職員以外の者が月の初日以外の日特定教育職員となった場合における同項の減じる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

25 附則第23項の規定により給与が減じられて支給される教育職員についての第19条において準用する市職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第23条において準用する市職員給与条例第23条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから教育委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

26 附則第23項の規定が適用される間、第26条において準用する市職員給与条例第30条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教職員のうち附則第23項の規定により給与が減じられて支給される教育職員の勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定管理教育職員にあつては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定管理教育職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正）

27 さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法	第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法

律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、一般職の職員(さいたま市教職員の給与に関する条例(平成29年さいたま市条例第 号)第2条第2項に規定する教職員を除く。以下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、一般職の職員(以下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

附則別表第1 (附則第4項関係)

学校栄養職給料表の適用を受けることとなる教職員の職務の級の切替表

継続教職員が施行日の前日において属していた学校栄養職給料表の職務の級	施行日における学校栄養職給料表の職務の級
1級	1級
2級	
3級	2級
4級	
5級	3級

附則別表第2 (附則第4項関係)

学校栄養職給料表の適用を受けることとなる教職員の号給の切替表

(1) 施行日においてその属する職務の級が1級となる教職員

継続教職員が施行日の前日において受けていた号給	継続教職員が施行日の前日において属していた学校栄養職給料表の1級において受けていた号給	継続教職員が施行日の前日において属していた学校栄養職給料表の2級において受けていた号給	施行日における号給
7号給			1号給
8号給			2号給
9号給			3号給
10号給			4号給
11号給			5号給
12号給			6号給
13号給			7号給
14号給			8号給
15号給			10号給
16号給			11号給
17号給			12号給
18号給			13号給
19号給			15号給
20号給			16号給

2 1号給		1 7号給
2 2号給		1 8号給
2 3号給	1号給	1 9号給
2 4号給	2号給	2 0号給
2 5号給	3号給	2 1号給
2 6号給	4号給	2 2号給
2 7号給	5号給	2 3号給
2 8号給	6号給	2 4号給
2 9号給及び3 0号給	7号給	2 5号給
3 1号給	8号給	2 6号給
3 2号給	9号給	2 7号給
3 3号給	1 0号給	2 8号給
3 4号給	1 1号給	2 9号給
3 5号給	1 2号給	3 0号給
3 6号給及び3 7号給	1 3号給	3 1号給
3 8号給	1 4号給	3 2号給
3 9号給	1 5号給	3 3号給
4 0号給及び4 1号給	1 6号給	3 4号給
4 2号給	1 7号給	3 5号給
4 3号給	1 8号給	3 6号給
4 4号給及び4 5号給	1 9号給	3 7号給
4 6号給	2 0号給	3 8号給
4 7号給及び4 8号給	2 1号給	3 9号給
4 9号給及び5 0号給	2 2号給	4 0号給
5 1号給	2 3号給	4 1号給
5 2号給から5 4号給まで	2 4号給	4 2号給
5 5号給及び5 6号給	2 5号給及び2 6号給	4 3号給
5 7号給及び5 8号給	2 7号給	4 4号給
5 9号給及び6 0号給	2 8号給	4 5号給
6 1号給及び6 2号給	2 9号給	4 6号給
6 3号給及び6 4号給	3 0号給及び3 1号給	4 7号給
6 5号給及び6 6号給	3 2号給	4 8号給
6 7号給から6 9号給まで	3 3号給	4 9号給
7 0号給及び7 1号給	3 4号給及び3 5号給	5 0号給
7 2号給及び7 3号給	3 6号給	5 1号給
7 4号給から7 6号給まで	3 7号給	5 2号給
7 7号給から7 9号給まで	3 8号給及び3 9号給	5 3号給
8 0号給から8 2号給まで	4 0号給	5 4号給
8 3号給から8 5号給まで	4 1号給	5 5号給
	4 2号給及び4 3号給	5 6号給
	4 4号給	5 7号給

	45号給	58号給
	46号給	59号給
	47号給	60号給
	48号給	61号給
	49号給	62号給
	50号給	63号給
	51号給	64号給
	52号給	65号給
	53号給	66号給
	54号給	67号給
	55号給	68号給
	56号給及び57号給	69号給
	58号給	70号給
	59号給	71号給
	60号給	72号給
	61号給	73号給
	62号給	74号給
	63号給	75号給
	64号給	76号給
	65号給	77号給
	66号給	78号給
	67号給及び68号給	79号給
	69号給	80号給
	70号給	81号給
	71号給	82号給
	72号給	83号給
	73号給	84号給
	74号給及び75号給	85号給
	76号給及び77号給	86号給
	78号給	87号給
	79号給及び80号給	88号給
	81号給	89号給
	82号給及び83号給	90号給
	84号給から87号給	91号給
	88号給から90号給	92号給
	91号給から93号給	93号給
	94号給及び95号給	94号給
	96号給及び97号給	95号給
	98号給及び99号給	96号給
	100号給から102号給 まで	97号給

(2) 施行日においてその属する職務の級が2級となる教職員

継続教職員が施行日の前日において受けていた号給		施行日における号給
継続教職員が施行日の前日において属していた学校栄養職給料表の3級において受けていた号給	継続教職員が施行日の前日において属していた学校栄養職給料表の4級において受けていた号給	
1号給		23号給
2号給		24号給
3号給		25号給
4号給		26号給
5号給		27号給
6号給		28号給
7号給及び8号給		29号給
9号給		30号給
10号給		31号給
11号給		32号給
12号給及び13号給		33号給
14号給		34号給
15号給		35号給
16号給及び17号給		36号給
18号給		37号給
19号給及び20号給	1号給	38号給
21号給	2号給及び3号給	39号給
22号給及び23号給	4号給	40号給
24号給	5号給	41号給
25号給及び26号給	6号給及び7号給	42号給
27号給	8号給	43号給
28号給	9号給及び10号給	44号給
29号給	11号給	45号給
30号給	12号給及び13号給	46号給
31号給	14号給	47号給
32号給	15号給	48号給
33号給	16号給	49号給
34号給	17号給	50号給
35号給	18号給	51号給
36号給		52号給
37号給	19号給	53号給
38号給	20号給	54号給
39号給	21号給	55号給
40号給	22号給	56号給

4 1 号給	2 3 号給	5 7 号給
4 2 号給	2 4 号給	5 8 号給
4 3 号給	2 5 号給	5 9 号給
4 4 号給	2 6 号給	6 0 号給
4 5 号給	2 7 号給	6 1 号給
4 6 号給	2 8 号給	6 2 号給
4 7 号給		6 3 号給
4 8 号給	2 9 号給	6 4 号給
4 9 号給	3 0 号給	6 5 号給
5 0 号給	3 1 号給	6 6 号給
5 1 号給	3 2 号給	6 7 号給
5 2 号給	3 3 号給	6 8 号給
5 3 号給	3 4 号給	6 9 号給
5 4 号給及び5 5 号給	3 5 号給	7 0 号給
5 6 号給	3 6 号給	7 1 号給
5 7 号給	3 7 号給	7 2 号給
5 8 号給及び5 9 号給	3 8 号給	7 3 号給
6 0 号給	3 9 号給	7 4 号給
6 1 号給	4 0 号給	7 5 号給
6 2 号給及び6 3 号給	4 1 号給	7 6 号給
6 4 号給	4 2 号給	7 7 号給
6 5 号給	4 3 号給	7 8 号給
6 6 号給及び6 7 号給	4 4 号給	7 9 号給
6 8 号給及び6 9 号給	4 5 号給	8 0 号給
7 0 号給及び7 1 号給	4 6 号給	8 1 号給
7 2 号給から7 4 号給まで	4 7 号給	8 2 号給
7 5 号給から7 7 号給まで	4 8 号給	8 3 号給
7 8 号給から8 0 号給まで	4 9 号給	8 4 号給
8 1 号給及び8 2 号給	5 0 号給	8 5 号給
8 3 号給から8 4 号給まで	5 1 号給	8 6 号給
8 5 号給から8 8 号給まで	5 2 号給	8 7 号給
8 9 号給から9 1 号給まで	5 3 号給	8 8 号給
9 2 号給から9 4 号給まで	5 4 号給	8 9 号給
9 5 号給から9 8 号給まで	5 5 号給	9 0 号給
9 9 号給から1 0 2 号給まで	5 6 号給及び5 7 号給	9 1 号給
1 0 3 号給から1 0 6 号給まで	5 8 号給	9 2 号給
1 0 7 号給から1 0 9 号給まで	5 9 号給	9 3 号給
1 1 0 号給から1 1 2 号給まで	6 0 号給	9 4 号給
1 1 3 号給	6 1 号給及び6 2 号給	9 5 号給
	6 3 号給及び6 4 号給	9 6 号給
	6 5 号給	9 7 号給

	66号給	98号給
	67号給	99号給
	68号給	101号給
	69号給及び70号給	102号給
	71号給	103号給
	72号給	104号給
	73号給及び74号給	105号給
	75号給	106号給
	76号給	107号給
	77号給	108号給
	78号給	109号給

(3) 施行日においてその属する職務の級が3級となる教職員

継続教職員が施行日の前日において 属していた学校栄養職給料表の5級 において受けていた号給	施行日における号給
2号給	1号給
3号給	2号給
4号給	3号給
5号給	4号給
6号給	5号給
7号給	6号給
8号給	7号給
9号給	8号給
10号給	9号給
11号給	10号給
12号給	12号給
13号給	13号給
14号給	14号給
15号給	15号給
16号給	16号給
17号給	17号給
18号給	18号給
19号給	19号給
20号給	20号給
21号給	21号給
22号給	22号給
23号給	23号給
24号給	24号給
25号給	25号給
26号給	26号給

27号給	27号給
28号給及び29号給	28号給
30号給	29号給
31号給	30号給
32号給	31号給
33号給	32号給
34号給	33号給
35号給	34号給
36号給	35号給
37号給	36号給
38号給	37号給
39号給	38号給
40号給	39号給
41号給	40号給
42号給	41号給
43号給	42号給
44号給及び45号給	43号給
46号給	44号給
47号給	45号給
48号給及び49号給	46号給
50号給	47号給
51号給	48号給
52号給及び53号給	49号給
54号給	50号給
55号給及び56号給	51号給
57号給	52号給
58号給及び59号給	53号給
60号給及び61号給	54号給
62号給	55号給
63号給	56号給
64号給及び65号給	57号給
66号給及び67号給	58号給
68号給及び69号給	59号給
70号給及び71号給	60号給
72号給	61号給
73号給及び74号給	62号給
75号給	63号給
76号給及び77号給	64号給
78号給	65号給
79号給及び80号給	66号給
81号給及び82号給	67号給

8 3号給及び8 4号給	6 8号給
8 5号給	6 9号給

附則別表第3（附則第5項関係）

学校事務職給料表の適用を受けることとなる教職員の職務の級の切替表

継続教職員が施行日の前日において属していた事務職給料表の職務の級	施行日における学校事務職給料表の職務の級
1 級	1 級
2 級	
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	4 級
6 級	

附則別表第4（附則第5項関係）

学校事務職給料表の適用を受けることとなる教職員の号給の切替表

(1) 施行日においてその属する職務の級が1級となる教職員

継続教職員が施行日の前日において受けていた号給		施行日における号給
継続教職員が施行日の前日において属していた事務職給料表の1級において受けていた号給	継続教職員が施行日の前日において属していた事務職給料表の2級において受けていた号給	
2号給		1号給
3号給		2号給
4号給		3号給
5号給		4号給
6号給		5号給
7号給		6号給
8号給		7号給
9号給		8号給
10号給及び11号給		9号給
12号給		10号給
13号給		11号給
14号給		12号給
15号給		13号給
16号給及び17号給		14号給
18号給		15号給
19号給		16号給
20号給		17号給

21号給		18号給
22号給		19号給
23号給		21号給
24号給		22号給
25号給		24号給
26号給及び27号給		25号給
28号給		26号給
29号給		27号給
30号給		28号給
31号給		29号給
32号給		30号給
33号給	1号給	31号給
34号給	2号給	32号給
35号給	3号給	33号給
36号給及び37号給	4号給	34号給
38号給	5号給	35号給
39号給及び40号給	6号給	36号給
41号給	7号給	37号給
42号給	8号給	38号給
43号給及び44号給	9号給	39号給
45号給	10号給	40号給
46号給及び47号給	11号給	41号給
48号給	12号給及び13号給	42号給
49号給及び50号給	14号給	43号給
51号給及び52号給	15号給	44号給
53号給及び54号給	16号給	45号給
55号給及び56号給	17号給	46号給
57号給から59号給まで	18号給	47号給
60号給及び61号給	19号給	48号給
62号給及び63号給	20号給及び21号給	49号給
64号給から66号給まで	22号給	50号給
67号給及び68号給	23号給	51号給
69号給及び70号給	24号給	52号給
71号給から73号給まで	25号給及び26号給	53号給
74号給から76号給まで	27号給	54号給
77号給及び78号給	28号給及び29号給	55号給
79号給から81号給まで	30号給	56号給
82号給から84号給まで	31号給及び32号給	57号給
85号給及び86号給	33号給	58号給
87号給から89号給まで	34号給及び35号給	59号給
90号給から93号給まで	36号給	60号給

	37号給及び38号給	61号給
	39号給	62号給
	40号給	63号給
	41号給	64号給
	42号給及び43号給	65号給
	44号給	66号給
	45号給	67号給
	46号給及び47号給	68号給
	48号給	69号給
	49号給	70号給
	50号給	71号給
	51号給及び52号給	72号給
	53号給	73号給
	54号給	74号給
	55号給	75号給
	56号給	76号給
	57号給	77号給
	58号給	78号給
	59号給	79号給
	60号給	81号給
	61号給	82号給
	62号給	83号給
	63号給	85号給
	64号給	87号給
	65号給	89号給

(2) 施行日においてその属する職務の級が2級となる教職員

継続教職員が施行日の前日において属していた事務職給料表の3級において受けていた号給	施行日における号給
4号給	1号給
5号給	2号給
6号給及び7号給	3号給
8号給	4号給
9号給	5号給
10号給	6号給
11号給	7号給
12号給	8号給
13号給	9号給
14号給及び15号給	10号給
16号給	11号給

17号給	12号給
18号給	13号給
19号給	14号給
20号給	15号給
21号給	16号給
22号給	17号給
23号給	18号給
24号給	19号給
25号給	20号給
26号給	21号給
27号給	22号給
28号給	24号給
29号給	25号給
30号給	26号給
31号給	27号給
32号給	28号給
33号給	29号給
34号給	30号給
35号給	31号給
36号給	32号給
37号給	33号給
38号給	34号給
39号給	35号給
40号給	36号給
41号給	37号給
42号給	38号給
43号給	39号給
44号給	40号給
45号給	41号給
46号給	42号給
47号給	43号給
48号給	44号給
49号給	45号給
50号給	46号給
51号給	47号給
52号給	48号給
53号給	49号給
54号給	51号給
55号給	52号給
56号給	53号給
57号給	54号給

58号給	55号給
59号給	56号給
60号給及び61号給	57号給
62号給及び63号給	58号給
64号給	59号給
65号給から67号給まで	60号給
68号給	61号給
69号給	62号給
70号給及び71号給	63号給
72号給	64号給
73号給及び74号給	65号給
75号給	66号給
76号給及び77号給	67号給
78号給及び79号給	68号給
80号給及び81号給	69号給
82号給	70号給
83号給及び84号給	71号給
85号給及び86号給	72号給
87号給及び88号給	73号給
89号給及び90号給	74号給
91号給から93号給まで	75号給
94号給	76号給
95号給から97号給まで	77号給
98号給及び99号給	78号給
100号給及び101号給	79号給
102号給及び103号給	80号給
104号給	81号給
105号給	82号給
106号給及び107号給	83号給
108号給	84号給
109号給	85号給
110号給	86号給
111号給及び112号給	87号給
113号給	88号給

(3) 施行日においてその属する職務の級が3級となる教職員

継続教職員が施行日の前日において属していた事務職給料表の4級において受けていた号給	施行日における号給
6号給	1号給
7号給	2号給

8号給	3号給
9号給	4号給
10号給	5号給
11号給	6号給
12号給	7号給
13号給	8号給
14号給	10号給
15号給	11号給
16号給	12号給
17号給	13号給
18号給	14号給
19号給	15号給
20号給	16号給
21号給	17号給
22号給	18号給
23号給	19号給
24号給	20号給
25号給	21号給
26号給	22号給
27号給	23号給
28号給	24号給
29号給	25号給
30号給	26号給
31号給	27号給
32号給	28号給
33号給	29号給
34号給	30号給
35号給	31号給
36号給	32号給
37号給	33号給
38号給	34号給
39号給	35号給
40号給	36号給
41号給	37号給
42号給	38号給
43号給	39号給
44号給	40号給
45号給	41号給
46号給	42号給
47号給	43号給
48号給	44号給

4 9号給	4 5号給
5 0号給	4 6号給
5 1号給及び5 2号給	4 7号給
5 3号給	4 8号給
5 4号給及び5 5号給	4 9号給
5 6号給	5 0号給
5 7号給及び5 8号給	5 1号給
5 9号給及び6 0号給	5 2号給
6 1号給及び6 2号給	5 3号給
6 3号給及び6 4号給	5 4号給
6 5号給及び6 6号給	5 5号給
6 7号給及び6 8号給	5 6号給
6 9号給及び7 0号給	5 7号給
7 1号給及び7 2号給	5 8号給
7 3号給及び7 4号給	5 9号給
7 5号給及び7 6号給	6 0号給
7 7号給及び7 8号給	6 1号給
7 9号給	6 2号給
8 0号給及び8 1号給	6 3号給
8 2号給及び8 3号給	6 4号給
8 4号給及び8 5号給	6 5号給
8 6号給から8 8号給まで	6 6号給
8 9号給及び9 0号給	6 7号給
9 1号給及び9 2号給	6 8号給
9 3号給	6 9号給

(4) 施行日においてその属する職務の級が4級となる教職員

継続教職員が施行日の前日において受けていた号給		施行日における号給
継続教職員が施行日の前日において属していた事務職給料表の5級において受けていた号給	継続教職員が施行日の前日において属していた事務職給料表の6級において受けていた号給	
1 0号給		1号給
1 1号給		3号給
1 2号給		4号給
1 3号給		5号給
1 4号給		6号給
1 5号給	1号給	7号給
1 6号給	2号給	8号給
1 7号給	3号給	9号給
1 8号給	4号給	10号給

19号給	5号給	11号給
20号給	6号給	12号給
21号給	7号給	13号給
22号給		14号給
23号給	8号給	15号給
24号給	9号給	16号給
25号給	10号給	17号給
26号給	11号給	18号給
27号給	12号給	19号給
28号給	13号給	20号給
29号給	14号給	21号給
30号給	15号給	22号給
31号給	16号給	23号給
32号給	17号給	24号給
33号給		25号給
34号給	18号給	26号給
35号給	19号給	27号給
36号給	20号給	28号給
37号給	21号給	29号給
38号給及び39号給	22号給	30号給
40号給	23号給	31号給
41号給及び42号給	24号給	32号給
43号給	25号給	33号給
44号給及び45号給	26号給	34号給
46号給及び47号給	27号給	35号給
48号給及び49号給		36号給
50号給及び51号給	28号給	37号給
52号給及び53号給	29号給	38号給
54号給及び55号給	30号給	39号給
56号給から58号給まで	31号給	40号給
59号給から61号給まで	32号給	41号給
62号給及び63号給	33号給	42号給
64号給から66号給まで	34号給	43号給
67号給から69号給まで	35号給	44号給
70号給及び71号給	36号給	45号給
72号給から75号給まで	37号給	46号給
76号給から79号給まで	38号給	47号給
80号給から84号給まで	39号給	48号給
85号給から89号給まで	40号給	49号給
90号給から93号給まで	41号給	50号給
	42号給	51号給

	4 3 号給	5 2 号給
	4 4 号給	5 3 号給
	4 5 号給	5 4 号給
	4 6 号給	5 5 号給
	4 7 号給	5 6 号給
	4 8 号給	5 7 号給
	4 9 号給及び5 0 号給	5 8 号給
	5 1 号給	5 9 号給
	5 2 号給及び5 3 号給	6 0 号給
	5 4 号給及び5 5 号給	6 1 号給
	5 6 号給及び5 7 号給	6 2 号給
	5 8 号給から6 0 号給まで	6 3 号給
	6 1 号給及び6 2 号給	6 4 号給
	6 3 号給及び6 4 号給	6 5 号給
	6 5 号給及び6 6 号給	6 6 号給
	6 7 号給及び6 8 号給	6 7 号給
	6 9 号給及び7 0 号給	6 8 号給
	7 1 号給	6 9 号給
	7 2 号給及び7 3 号給	7 0 号給
	7 4 号給	7 1 号給
	7 5 号給	7 2 号給
	7 6 号給及び7 7 号給	7 3 号給
	7 8 号給	7 4 号給
	7 9 号給及び8 0 号給	7 5 号給
	8 1 号給	7 6 号給
	8 2 号給	7 7 号給
	8 3 号給及び8 4 号給	7 8 号給
	8 5 号給	7 9 号給

別表第1 (第4条関係)

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 教職員 以外の 教職員		円	円	円	円	円
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	344,700	399,500	473,200
	39	226,200	281,400	346,900	400,900	473,900
	40	228,000	283,400	349,000	402,300	474,600
	41	229,700	285,200	351,100	404,000	475,200
	42	231,400	287,600	353,200	405,400	475,900
	43	233,000	289,900	355,200	406,700	476,600
44	234,600	292,400	357,300	408,200	477,300	

45	236,200	294,500	359,200	409,800	477,900
46	237,600	297,000	361,200	411,100	478,600
47	238,900	299,300	363,200	412,600	479,300
48	240,100	302,000	365,200	414,200	480,000
49	241,600	304,400	366,900	415,900	480,600
50	243,100	306,800	368,700	417,300	481,300
51	244,300	309,300	370,600	418,900	482,000
52	245,800	311,600	372,600	420,400	482,700
53	247,000	313,900	374,500	422,100	483,300
54	248,200	316,100	376,300	423,600	484,000
55	249,600	318,200	378,100	425,200	484,700
56	250,700	320,400	379,800	426,800	485,400
57	252,000	322,600	381,300	428,300	486,000
58	253,100	324,700	382,900	429,800	486,700
59	254,200	326,900	384,600	431,000	487,400
60	255,400	328,900	386,300	432,200	488,100
61	256,700	331,000	387,500	433,400	488,700
62	258,000	333,100	388,900	434,700	
63	259,400	335,300	390,300	436,000	
64	260,600	337,500	391,600	437,200	
65	261,900	339,400	393,000	438,400	
66	263,400	341,600	394,200	439,600	
67	264,900	343,700	395,600	440,800	
68	266,600	345,900	397,000	442,000	
69	268,100	347,800	398,300	443,200	
70	269,500	349,700	399,600	444,400	
71	270,900	351,800	401,000	445,600	
72	272,300	353,800	402,300	446,800	
73	273,400	355,500	403,600	447,900	
74	274,800	357,400	405,000	448,500	
75	276,200	359,200	406,400	449,000	
76	277,400	361,100	407,700	449,500	
77	278,800	363,000	408,900	450,000	
78	280,000	364,700	410,100	450,600	
79	281,200	366,400	411,400	451,100	
80	282,400	368,000	412,800	451,600	
81	283,500	369,500	414,100	452,100	
82	284,700	371,000	415,300	452,700	
83	285,900	372,500	416,300	453,200	
84	287,100	373,900	417,500	453,700	
85	288,300	375,000	418,700	454,200	
86	289,400	376,400	419,900	454,800	
87	290,500	377,800	421,100	455,300	
88	291,700	379,100	422,100	455,800	
89	292,900	380,400	423,200	456,300	
90	294,000	381,700	424,200	456,900	
91	295,200	382,900	425,200	457,400	
92	296,400	384,200	426,200	457,900	
93	297,100	385,500	427,100	458,400	
94	298,100	386,600	427,900	459,000	
95	299,200	387,900	428,700	459,500	

96	300,400	389,100	429,500	460,000
97	301,400	390,500	430,300	460,500
98	302,500	391,500	430,700	461,100
99	303,500	392,600	431,100	461,600
100	304,600	393,600	431,500	462,100
101	305,500	394,500	431,900	462,600
102	306,600	395,500	432,200	
103	307,700	396,600	432,500	
104	308,700	397,700	432,800	
105	309,300	398,400	433,100	
106	310,200	399,300	433,400	
107	311,000	400,200	433,700	
108	311,800	401,100	433,900	
109	312,700	401,900	434,100	
110	313,100	402,800	434,400	
111	313,500	403,600	434,700	
112	314,000	404,400	434,900	
113	314,600	405,000	435,100	
114	315,000	405,700	435,400	
115	315,500	406,400	435,700	
116	316,000	407,100	435,900	
117	316,600	407,700	436,100	
118	317,100	408,200		
119	317,500	408,600		
120	318,000	409,000		
121	318,500	409,400		
122	318,900	409,700		
123	319,400	410,000		
124	319,900	410,200		
125	320,500	410,400		
126	320,800	410,700		
127	321,100	411,000		
128	321,400	411,200		
129	321,600	411,400		
130	321,900	411,700		
131	322,200	412,000		
132	322,500	412,200		
133	322,700	412,400		
134	322,900	412,700		
135	323,100	413,000		
136	323,400	413,200		
137	323,700	413,400		
138	323,900	413,700		
139	324,200	414,000		
140	324,500	414,200		
141	324,700	414,400		
142	324,900	414,700		
143	325,200	415,000		
144	325,400	415,200		
145	325,700	415,400		

	146	325,900	415,700			
	147	326,200	416,000			
	148	326,500	416,200			
	149	326,700	416,400			
	150	326,900				
	151	327,200				
	152	327,500				
	153	327,700				
再任用 教職員		233,200	273,500	302,200	330,300	414,400

備考

- 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円それぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 教職員 以外の 教職員		円	円	円	円	円
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	344,200	368,800	448,900
	39	225,400	254,800	346,200	370,300	449,400
	40	227,100	257,100	348,100	371,900	449,900
	41	228,700	259,800	349,900	373,100	450,400
	42	230,400	262,200	351,700	374,500	450,900
	43	232,000	264,400	353,500	375,900	451,400
	44	233,600	266,600	355,200	377,400	451,900
	45	235,300	268,800	357,000	378,900	452,400
	46	236,800	271,000	358,700	380,500	452,900
47	238,200	273,200	360,200	382,100	453,400	

48	239,600	275,200	361,800	383,600	453,900
49	241,000	277,500	363,100	385,000	454,400
50	242,400	279,500	364,600	386,500	454,900
51	243,900	281,400	366,200	388,000	455,400
52	245,100	283,400	367,800	389,400	455,900
53	246,200	285,200	369,300	390,600	456,400
54	247,600	287,600	370,800	391,900	
55	248,800	289,900	372,300	393,000	
56	250,000	292,400	373,800	394,100	
57	251,200	294,500	375,300	395,500	
58	252,400	297,000	376,700	396,700	
59	253,500	299,300	378,100	397,900	
60	254,700	302,000	379,400	399,200	
61	256,100	304,400	380,300	400,400	
62	257,300	306,800	381,500	401,400	
63	258,500	309,300	382,700	402,800	
64	259,400	311,600	383,800	404,100	
65	260,400	313,900	384,700	405,300	
66	261,800	316,100	385,900	406,400	
67	263,200	318,200	386,900	407,600	
68	264,700	320,400	388,000	408,700	
69	266,300	322,600	389,200	409,700	
70	267,800	324,700	390,200	410,900	
71	269,300	326,900	391,300	412,100	
72	270,700	328,900	392,500	413,300	
73	271,800	331,000	393,500	413,900	
74	273,000	333,100	394,600	414,700	
75	274,300	335,300	395,700	415,400	
76	275,500	337,500	396,800	415,900	
77	276,900	339,300	397,700	416,200	
78	278,000	341,200	398,600	416,600	
79	279,200	343,100	399,600	417,000	
80	280,400	344,900	400,600	417,400	
81	281,600	346,700	401,400	417,700	
82	282,500	348,500	402,200	418,100	
83	283,700	350,100	402,900	418,500	
84	284,900	351,900	403,700	418,800	
85	285,900	353,200	404,400	419,100	
86	286,800	354,800	405,200	419,500	
87	287,700	356,300	405,900	419,900	
88	288,700	357,800	406,600	420,200	
89	289,800	359,200	407,200	420,500	
90	290,700	360,500	407,900	420,800	
91	291,600	361,900	408,400	421,100	
92	292,500	363,300	409,100	421,300	
93	292,900	364,800	409,500	421,500	
94	293,600	366,100	409,900	421,800	
95	294,300	367,400	410,200	422,100	
96	295,100	368,600	410,500	422,300	
97	295,900	369,600	410,800	422,500	

98	296,700	370,600	411,100	422,800
99	297,500	371,600	411,400	423,100
100	298,200	372,600	411,600	423,300
101	299,100	373,500	411,800	423,500
102	299,600	374,500	412,100	423,800
103	300,100	375,500	412,400	424,100
104	300,600	376,500	412,600	424,300
105	300,800	377,300	412,800	424,500
106	301,200	378,200	413,100	424,800
107	301,500	379,100	413,400	425,100
108	301,700	380,100	413,600	425,300
109	301,900	380,900	413,800	425,500
110	302,100	381,900	414,100	425,800
111	302,400	382,900	414,400	426,100
112	302,700	383,900	414,600	426,300
113	302,900	384,500	414,800	426,500
114	303,100	385,400	415,100	426,800
115	303,300	386,300	415,400	427,100
116	303,600	387,200	415,600	427,300
117	303,900	388,000	415,800	427,500
118	304,200	388,700		
119	304,500	389,500		
120	304,800	390,300		
121	304,900	390,900		
122	305,100	391,700		
123	305,400	392,400		
124	305,700	393,100		
125	305,900	393,700		
126		394,400		
127		394,900		
128		395,500		
129		396,200		
130		396,800		
131		397,300		
132		397,800		
133		398,100		
134		398,400		
135		398,700		
136		399,000		
137		399,300		
138		399,600		
139		399,900		
140		400,200		
141		400,500		
142		400,800		
143		401,100		
144		401,400		
145		401,600		
146		401,900		
147		402,200		
148		402,400		

	149		402,600			
	150		402,900			
	151		403,200			
	152		403,400			
	153		403,600			
	154		403,900			
	155		404,200			
	156		404,400			
	157		404,600			
	158		404,900			
	159		405,200			
	160		405,400			
	161		405,600			
再任用 教職員		224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円それぞれ加算した額とする。

別表第2 (第4条関係)

学 校 栄 養 職 給 料 表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用 教職員 以外の 教職員		円	円	円
	1	154,700	180,000	278,600
	2	156,400	181,600	280,700
	3	158,000	183,200	282,700
	4	159,600	184,800	284,800
	5	161,200	186,300	286,800
	6	162,800	187,800	288,900
	7	164,400	189,300	291,000
	8	166,000	190,800	293,100
	9	167,500	192,300	295,100
	10	169,100	193,900	297,200
	11	170,600	195,500	299,300
	12	172,200	197,100	301,400
	13	173,800	198,700	303,400
	14	175,400	200,700	305,500
	15	176,900	202,600	307,500
	16	178,500	204,600	309,600
	17	180,000	206,500	311,600
	18	181,600	208,500	313,700
	19	183,100	210,400	315,700
	20	184,700	212,400	317,800
	21	186,200	214,300	319,800
	22	187,800	216,200	321,800
	23	189,400	218,000	323,700
	24	191,000	219,900	325,700
	25	192,500	221,700	327,600
	26	194,100	223,600	329,500
	27	195,700	225,400	331,400
	28	197,300	227,300	333,300
	29	198,900	229,100	335,200
	30	200,500	230,900	337,100
	31	202,100	232,600	338,900
	32	203,700	234,400	340,700
	33	205,300	236,100	342,500
	34	207,000	238,000	344,300
	35	208,600	239,800	346,100
	36	210,300	241,600	347,900
	37	211,900	243,400	349,700
	38	213,600	245,200	351,300
	39	215,200	247,000	352,900
	40	216,900	248,800	354,500
	41	218,500	250,600	356,100
	42	220,200	252,200	357,600
	43	221,900	253,800	359,000
	44	223,600	255,400	360,500
45	225,200	257,000	361,900	

46	227,000	258,700	363,200
47	228,800	260,300	364,500
48	230,600	262,000	365,800
49	232,400	263,600	367,000
50	234,100	265,200	368,300
51	235,800	266,700	369,500
52	237,500	268,300	370,800
53	239,200	269,800	372,000
54	240,900	271,400	373,100
55	242,500	273,000	374,100
56	244,200	274,600	375,100
57	245,800	276,200	376,100
58	247,400	278,000	377,100
59	248,900	279,700	378,000
60	250,400	281,400	379,000
61	251,600	283,100	379,900
62	253,100	284,800	380,800
63	254,500	286,400	381,600
64	255,900	288,100	382,500
65	257,300	289,700	383,300
66	258,700	291,400	384,100
67	260,000	293,100	384,900
68	261,300	294,800	385,700
69	262,600	296,500	386,400
70	264,000	298,200	387,100
71	265,300	299,900	387,800
72	266,600	301,600	388,500
73	267,900	303,300	389,200
74	269,200	305,000	390,000
75	270,400	306,700	390,700
76	271,700	308,400	391,400
77	272,900	310,000	392,100
78	274,200	311,500	392,800
79	275,500	313,000	393,500
80	276,800	314,500	394,200
81	278,000	315,900	394,900
82	279,100	317,400	395,600
83	280,200	318,900	396,200
84	281,300	320,400	396,900
85	282,400	321,900	397,500
86	283,500	323,100	398,200
87	284,600	324,200	398,800
88	285,700	325,400	399,500
89	286,700	326,500	400,100
90	287,500	327,600	400,800
91	288,300	328,700	401,400
92	289,100	329,800	402,000
93	289,900	330,800	402,600
94	290,600	331,800	403,300
95	291,200	332,700	403,900
96	291,800	333,700	404,500

	97	292,400	334,600	405,100
	98		335,300	405,800
	99		335,900	406,400
	100		336,500	407,000
	101		337,100	407,600
	102		337,800	408,200
	103		338,500	408,700
	104		339,200	409,300
	105		339,800	409,800
	106		340,500	
	107		341,100	
	108		341,800	
	109		342,400	
再任用 職員		214,200	246,700	266,800

備考 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第3 (第4条関係)

学 校 事 務 職 給 料 表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 教職員 以外の 教職員		円	円	円	円
	1	141,900	232,300	268,800	304,900
	2	143,100	234,100	270,900	307,000
	3	144,200	235,800	272,900	309,000
	4	145,300	237,600	275,000	311,100
	5	146,400	239,300	277,000	313,100
	6	147,700	241,000	279,000	315,100
	7	149,000	242,700	281,000	317,100
	8	150,300	244,400	283,000	319,100
	9	151,600	246,000	284,900	321,100
	10	153,400	247,700	286,900	323,100
	11	155,100	249,400	288,800	325,100
	12	156,900	251,100	290,800	327,100
	13	158,600	252,800	292,700	329,000
	14	160,400	254,500	294,700	331,000
	15	162,100	256,200	296,600	332,900
	16	163,900	257,900	298,600	334,800
	17	165,700	259,600	300,500	336,700
	18	167,500	261,300	302,500	338,600
	19	169,300	263,000	304,400	340,500
	20	171,100	264,700	306,400	342,400
	21	172,800	266,400	308,300	344,200
	22	174,600	268,100	310,300	346,100
	23	176,400	269,800	312,200	347,900
	24	178,200	271,500	314,100	349,800
	25	179,900	273,200	316,000	351,600
	26	181,700	274,900	318,000	353,400
	27	183,500	276,600	319,900	355,200
	28	185,300	278,300	321,800	357,000
	29	187,100	280,000	323,700	358,800
	30	188,900	281,700	325,600	360,600
	31	190,700	283,400	327,500	362,300
	32	192,500	285,100	329,400	364,100
	33	194,300	286,800	331,300	365,800
	34	196,200	288,500	333,200	367,500
	35	198,000	290,200	335,000	369,200
	36	199,800	291,900	336,900	370,900
	37	201,600	293,500	338,700	372,500
	38	203,500	295,200	340,600	374,100
	39	205,300	296,900	342,400	375,700
	40	207,200	298,600	344,300	377,300
	41	209,000	300,200	346,100	378,800
	42	210,900	301,800	347,700	380,400
	43	212,800	303,300	349,200	381,900
	44	214,700	304,900	350,700	383,500
45	216,600	306,400	352,200	385,000	

46	218,600	307,900	353,800	386,300
47	220,500	309,400	355,300	387,600
48	222,400	310,900	356,800	388,900
49	224,300	312,300	358,300	390,200
50	226,300	313,700	359,700	391,400
51	228,200	315,100	361,000	392,600
52	230,200	316,500	362,400	393,800
53	232,100	317,800	363,700	394,900
54	234,000	319,200	364,900	395,700
55	235,900	320,500	366,100	396,500
56	237,800	321,900	367,300	397,300
57	239,700	323,200	368,500	398,000
58	241,700	324,600	369,600	398,700
59	243,500	325,900	370,600	399,400
60	245,300	327,300	371,700	400,100
61	246,800	328,600	372,700	400,800
62	248,600	329,600	373,700	401,500
63	250,400	330,600	374,600	402,100
64	252,200	331,600	375,600	402,800
65	254,000	332,500	376,500	403,400
66	255,800	333,400	377,400	404,000
67	257,500	334,200	378,300	404,600
68	259,200	335,100	379,200	405,200
69	260,900	335,900	380,000	405,800
70	262,500	336,700	380,800	406,200
71	264,100	337,500	381,600	406,500
72	265,700	338,300	382,400	406,900
73	267,300	339,100	383,200	407,200
74	268,500	339,900	384,000	407,600
75	269,600	340,700	384,700	407,900
76	270,800	341,500	385,500	408,300
77	271,900	342,200	386,200	408,600
78	272,900	343,000	386,900	409,000
79	273,900	343,800	387,500	409,300
80	274,900	344,600	388,100	409,700
81	275,800	345,300	388,700	410,000
82	276,600	345,900	389,300	410,400
83	277,400	346,400	389,900	410,700
84	278,200	346,900	390,500	411,000
85	279,000	347,400	391,000	411,300
86	279,500	347,900	391,500	411,600
87	279,900	348,400	392,000	411,900
88	280,300	348,900	392,500	412,200
89	280,700	349,400	393,000	412,500
90		349,900	393,500	
91		350,400	394,000	
92		350,900	394,500	
93		351,400	394,900	
94		351,900	395,400	
95		352,400	395,800	
96		352,900	396,200	

	97		353,300	396,600	
	98		353,800	397,000	
	99		354,200	397,400	
	100		354,700	397,800	
	101		355,100	398,200	
再任用 職員		214,000	242,100	265,000	288,100

備考 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用する。

別表第4（第4条関係）

ア 教育職給料表(1)に係る等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	高等学校又は特別支援学校（以下この表において「高等学校等」という。）の助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手の職務
2級	高等学校等の教諭、養護教諭又は主任実習助手の職務
特2級	高等学校等の主幹教諭の職務
3級	高等学校等の教頭の職務
4級	高等学校等の校長の職務

イ 教育職給料表(2)に係る等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	小学校又は中学校（以下この表において「小学校等」という。）の助教諭、養護助教諭又は講師の職務
2級	小学校等の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
特2級	小学校等の主幹教諭の職務
3級	小学校等の教頭の職務
4級	小学校等の校長の職務

ウ 学校栄養職給料表に係る等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	栄養技師の職務
2級	(1) 栄養主任の職務 (2) 困難な業務を所掌する栄養技師の職務 (3) 専門員の職務
3級	(1) 栄養主査の職務 (2) 困難な業務を行う栄養主任の職務 (3) 主任専門員の職務

エ 学校事務職給料表に係る等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	事務主事の職務
2級	(1) 事務主任の職務 (2) 専門員の職務
3級	(1) 事務主査の職務

	(2) 困難な業務を行う事務主任の職務 (3) 主任専門員の職務
4 級	事務主幹の職務